

平成 19 年 12 月 8 日

大阪市長 關 淳 一 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 辻 公 雄

公益通報（第 19-01-139 号）の対応について（勧告）

標題について、本委員会において調査及び審議を行った結果、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」第 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり改善を勧告します。
直ちに、必要な措置を取られるとともに、その内容を本委員会に報告してください。

記

1 勧 告

(1) 通報内容

環境局西部環境事業センター（大正区）において、所属職員の 1 名が、サンドバッグ・バーベル等のトレーニング機器を持ち込み、事業施設である会議室の一室を排他的に占有、私物化し、その私物化した会議室で所定の休憩時間以外の勤務時間中にトレーニング機器の使用や休憩を行っている。そのような状況にもかかわらず、環境局がサービス管理や正当な施設管理権を行使せずに、特定職員の恣意的な行動を黙認しているという通報を受理した。

(2) 西部環境事業センターについて

本委員会は、西部環境事業センターに対し、平成 19 年 9 月から 12 月の間に 4 回の抜き打ちによる立入調査を実施し、事実確認及び当該施設管理責任者等へのヒヤリングを行った。

1 回目の立入調査の際に、概ね通報指摘どおりの会議室の現状が現認できたため、直ちに、事務局職員から当該施設管理責任者に対して「適正化」を口頭指導したところ、「速やかな改善及び結果報告」が口頭で確約されたため、環境局の自浄能力に期待し経過を観察していたが、改善報告がないことから、重ねて数次の立入調査を実施した。

また、午前中の収集作業終了時間帯の立入調査時には、昼食休憩時間までは実働作業が伴わない場合であっても勤務時間中であるにもかかわらず、その待機態度には、食事や横臥しての仮眠など規律違反事実が現認された。

調査を重ねるごとに漸次改善が見られるものの、当該会議室については、口頭での「改善実施」の言が繰り返されるのみであり、一向に事態の改善が認められない。

本来、公共の用に供するために設置されている事業施設の一部が、事実上私物化されているという現状を認識しながら、具体的な改善措置を取ろうとしない環境局の管理体制は理解しがたく、調査に際して、当該特定職員の行動を擁護するかのような発言すら確認できたことは極めて遺憾である。

(3) 他のセンターについて

比較を行うため、西部環境事業センターを除く他の 10 センターについても、平成 19 年 9 月から 10 月の間に抜き打ちによる立入調査を実施し、現状確認及び当該施設管理責任者等へのヒヤリングを行った。

執務時間中の待機態度については、環境局全 11 センターの多くにおいても、簡易ベッドを設置して横臥している、新聞や漫画雑誌を読んでいる、囲碁・将棋・テレビゲームをしているなど、サービス規律の確保について疑念を持たざるを得ない状況にあることが確認された。

(4) 勧告

ア 西部環境事業センター

会議室が施設本来の目的用途に使われていないという不適正な状態を速やかに是正することを勧告する。

あわせて、このような理解しがたい事態に陥った原因及び経過について詳細に報告するとともに、今後の対応策についても早急に策定及び実施し、改善状況について報告するよう求めるものである。

イ 環境局全 11 センター

作業終了後の待機時間中の食事や横臥しての仮眠などの規律違反についても休憩時間の厳守等の施設全般にわたるサービス指導を徹底するよう勧告する。

あわせて、今後の対応策についても早急に策定及び実施し、改善状況について報告するよう求めるものである。